

株式会社日本政策金融公庫法

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条～第十条）
- 第三章 業務（第十一条～第二十七条）
- 第四章 財務及び会計（第二十八条～第五十七条）
- 第五章 雑則（第五十八条～第六十六条）
- 第六章 罰則（第六十七条～第七十四条）
- 附則

第一章 総則

- （目的）

第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な灾害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち、生活衛生関係営業（生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。）を営む者であつて、生活衛生同業組合その他の政令で定めるものをいう。
- 二 農林漁業者 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業若しくは塩業（以下「農林漁業」という。）を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているが又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）をいう。
- 三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円）卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「中小企業特定事業」という。）を営むもの（口の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
口 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの（うち、中小企業特定事業を営むもの）
ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの
二 協業組合であつて、中小企業特定事業を営むもの

ハ 商工組合及び商工組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの
ヘ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの
ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合

一 口 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円）卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の金額をその資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）」とする。
3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかるわざ、当該出資された額の二分の一を超える額を

億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の三分の二以上が五千円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

リ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

（口の直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五百人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使

用する者であるもの）
（役員等の選任及び解任等の決議）

第六条 公庫の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
（役員等の欠格条件）

第七条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、公庫の役員等となることができない。
（役員等の兼職禁止）

第八条 公庫の役員等（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）は、公庫以外の営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣が役員等としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。
（役員等、会計参与及び職員の秘密保持義務）

第九条 公庫の役員等（会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。
（役員等、会計参与及び職員の地位）

第十条 公庫の役員等、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行なるものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対する、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の

従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
(名称の使用制限)

号) 第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。) を応募その他の方により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。	二 別表第二に掲げる業務を行うこと。	三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。
四 削除	五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関する情報の提供を行うこと。	六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
七 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行なう旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。	一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。	二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部の補てんを行うこと。
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	三 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。(業務の方法)	四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行なう旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うこと。	六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	七 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。(業務の方法)
八 公庫は、業務開始の際、前条第一項各号に掲げる業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	九 别表第一第八号(同号の下欄のイ、ニ、チからヲまで、カからタまで及びツからナまでに係る。以下同じ。)及び据置期間のほか、主務省令で定める事項とする。	十 别表第一第八号(同号の下欄のイ、ニ、チからヲまで、カからタまで及びツからナまでに係る。以下同じ。)及び据置期間のほか、主務省令で定める事項とする。
十一 公庫は、業務開始の際、前条第一項各号に掲げる業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	十二 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。	十三 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。
十四 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。	十五 公庫は、主務省令で定める貸付けの利率、償還期限(据置期間を含めるものとする。以下同じ。)及び据置期間のほか、主務省令で定める事項とする。	十六 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

十七 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行つた特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。	十八 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	十九 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
二十 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	二十一 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	二十二 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
二十三 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	二十四 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	二十五 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
二十六 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	二十七 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	二十八 公庫は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

二十九 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	三十 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	三十一 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
三十二 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	三十三 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	三十四 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
三十五 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	三十六 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	三十七 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
三十八 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	三十九 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。	四十 公庫は、主務大臣は、第一項の規定により業務の委託を受けたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

に係る事業を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務に係る事業を承継した法人は、指定金融機関の地位を承継する。

第十六条及び第十七条第一項の規定は、前二項の認可について準用する。

(業務規程の変更の認可等)

第二十条 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が危機対応業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十一条 公庫は、危機対応円滑化業務について、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下この条、附則第二十八条、第四十五条及び第四十六条において「協定」という。)を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

1 指定金融機関は、次条第一項の規定による主務大臣の定めに従つて危機対応業務を行うこと。

2 第十一条第二項第一号に掲げる業務に係る取引(次号において「特定取引」という。)が行われる場合において、指定金融機関は、主務大臣が定めるところにより金銭を支払ふこと。

3 指定金融機関は、公庫と特定取引を行ふ場合において、公庫から当該特定取引に係る金銭の支払を受けた後も、当該支払に係る債権の回収に努めること。

4 指定金融機関は、前号の規定により回収を行つたときは、当該回収により取得した資産に相当する額に係る部分の額として主務大臣が定めるところにより計算した金額を公庫に納付すること。

5 指定金融機関は、定期又は臨時に、その財務状況及び危機対応業務の実施状況に關する報告書を作成し、公庫に提出すること。

六 前各号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う危機対応業務及び公庫が行う危機対応円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

(危機対応円滑化業務の実施)

2 公庫は、協定を締結しようとすることは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(危機対応円滑化業務の実施)

2 公庫は、主務大臣は、第十二条第二項の規定による認定を行うときは、当該認定の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務について、対象とすべき事案、実施期間その他これら業務の実施に関する必要な事項として主務省令で定める事項を定めなければならない。

2 公庫は、前項の規定による主務大臣の定めに従つて危機対応円滑化業務を行わなければならぬ。

3 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

4 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十七条 指定金融機関について、第十八条第一項及び第二十五条第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた危機対応業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる

(指定の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一 第十六条第四項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 指定の時点において第十六条第五項各号のいずれかに該当していないことが判明したとき。

三 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十七条 指定金融機関について、第十八条第一項及び第二十五条第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた危機対応業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(監督命令)

第二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し監督上必要な命令を出すことができる。

(監督の休廃止)

第二十五条 指定金融機関は、危機対応業務の全部若しくは一部を廃止しようとするとき、又は危機対応業務を開始した場合において、当該危機対応業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、

2 あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 指定金融機関が危機対応業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

4 第二十九条の規定により公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる

資金との貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

第二十六条 主務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を國の予算とともに国会に提出しなければならない。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

政府は、第一項の規定によるほか、公庫が社債券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

第五十六条 公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)その他主務大臣の指定する有価証券の預金

二 財政融資資金への預託

三 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

四 讓渡性預金証書の保有

五 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託

六 コール資金の貸付け

七 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第五十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するものほか、公庫の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他の法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に關し監督必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその

職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対する検査は、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

3 指定金融機関の當業所若しくは事務所に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査されると認めるとときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の當業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査されることができる。

4 第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第六十条 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 この法律に規定する主務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができ

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ旨を定めなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 公庫が貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者(以

一 第一条に規定する目的及び第十二条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。

二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選されることがないよう十分に配慮すること。

3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(金融商品取引法等の適用除外等)

第六十三条 公庫が、第十二条第一項若しくは第二項又は第五十三条の規定により、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、第十二条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして主務大臣に報告するものとする。

3 同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号、第三十八条の二、第四十条の三及び第四十条の三の四を除く)、第七款及び第八款の規定並びにこれら

の規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

4 公庫が別表第二第三号に掲げる業務(中小企

業特定金融機関等(同表の注(7)に規定する中小企業特定金融機関等をいう。)からの特定中小企業債の取得を行ふ業務に限る。)を行

う場合における金融商品取引法の適用については、当該中小企業特定金融機関等が行う行為

は、同法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。

5 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各

下「貸金業者」という。)から主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託(信託業法(平成十六年法律第百四号)第二条第五項に規定する外国信託業者のうち、同条第六項に規定する外国信託会社以外の者への信託を除く。)をする場合

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権(貸金業者が行う貸付けに係るものに限る。)に係る債務の一部の保証を行ふ場合 貸金業法第十六条の二第三項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。)及び第四項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。)の規定

(主務大臣)

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権(貸金業者が行う貸付けに係るものに限る。)に係る債務の一部の保証を行ふ場合 貸金業法第十六条の二第三項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。)及び第四項(貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。)の規定

(主務大臣)

二 第十二条第一項第一号の規定による別表第二一号及び第二号の中欄に掲げる者に対し第一号及び第二号の中欄に掲げる者に定期貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二一号及び第九号に掲げる業務

一 役員及び職員その他管業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

二 第十二条第一項第一号の規定による別表第二一号及び第二号の中欄に掲げる者に定期貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二一号及び第九号に掲げる業務

一 第十二条第一項第一号及び第二号の中欄に掲げる者に定期貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二一号及び第九号に掲げる業務

二 第十二条第一項第一号及び第二号の中欄に掲げる者に定期貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二一号及び第九号に掲げる業務

きる株式の総数は、定款で定めなければならぬ。この場合において、第三号に掲げる事項は、第四十一条及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第五十八号)第五十四条(同法附則第一条第二号に規定する改正規定を除く。)の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「旧駐留軍再編特別措置法」)という。第十八条に定める経理の区分に従い、第四十一条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務(旧駐留軍再編特別措置法第十六条第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。)に係る勘定ごとに整理しなければならない。

一 株式の数(公庫を種類株式発行会社として設立しようとする場合には、その種類及び種類ごとの数)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額を

三 資本金並びに資本準備金及び次条第二項に規定する公庫の経営改善資金特別準備金の額に關する事項

2 公庫の設立に際して発行する株式について

は、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかる、その発行に際して附則第八条の規定により国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(以下「国民生活金融公庫等」という。)が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)」とする。

(経営改善資金特別準備金)

第六条 公庫は、その設立に際し、別表第一号の下欄に掲げる資金のうち小規模事業者の経営の改善発達を支援するための資金として政令で定めるものの第十二条第一項第一号の規定による貸付けに係る業務の円滑な運営を確保するため、第四十二条第一号に掲げる業務に係る勘定に経営改善資金特別準備金を設け、これに当該勘定に属する資本準備金のうち政令で定める金額を充てるものとする。

前項の規定により第四十二条第一号に掲げる業務に係る勘定に設けられる経営改善資金特別

2 業務に係る勘定に設けられる経営改善資金特別

準備金は、公庫の経営改善資金特別準備金とする。

(株式の引受け)

第七条 公庫の設立に際して発行する株式の総数は、国民生活金融公庫等が引き受けるものとし、設立委員は、これを国民生活金融公庫等に割り当てるものとする。

前項の規定により割り当てられた株式による公庫の設立に関する株式引受け人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額(国民生活金融公庫にあつては、当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百号)による改正前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。)第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。)に相当する財産(附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。)を、それぞれ出資するものとする。

(創立総会)

第九条 公庫の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社(公庫の成立)」とする。

第十条 附則第八条の規定により国民生活金融公庫等が行う出資に係る給付は、附則第四十二条第一項第三号の規定の施行の時に行われるものとし、公庫は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(公庫の成立)

2 前項の規定により政府に無償譲渡される公庫の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は財政投融资特別会計に帰属するものとする。

(会社法の適用除外)

節の規定は、公庫の設立については、適用しない。

とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

国民生活金融公庫の平成二十一年四月一日に始まる事業年度に係る旧国民生活金融公庫法第二十二条の規定による損益計算上利益金が生じたときの国庫への納付については、公庫が従前のように行うものとする。この場合において、同条第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十一年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年度」とする。

第十四条 附則第四十二条の規定による廃止前の国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号。以下「旧国民生活金融公庫法」という。)第二十二条の二第二項及び第三項の規定による国民生活金融公庫のうち政令で定める金額(国民生活金融公庫にあつては、当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百号)による改正前の国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。)第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。)に相当する財産(附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。)を、それぞれ出資するものとする。

(創立総会)

第十五条 国民生活金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に公庫が承継する。

第十六条 農林漁業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に公庫が承継する。

(農林漁業金融公庫の解散等)

第十七条 農林漁業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に公庫が承継する。

第十八条 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日前に終わるものとする。

第十九条 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国民生活金融公庫の解散の日前に終わるものとする。

3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国民生活金融公庫の解散の日前に終わるものとする。

5 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第二項の規定により政府に無償譲渡される公庫の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は財政投融资特別会計に帰属するものとする。

7 第二項の規定により国民生活金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(農林漁業金融公庫の解散等)

第十六条 農林漁業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に公庫が承継する。

第十七条 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日前に終わるものとする。

第十八条 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日前に終わるものとする。

第十九条 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日前に終わるものとする。

3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公庫の解散の日前に終わるものとする。

5 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「旧農林漁業金融公庫法」という。)第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が

従前の例により行うものとする。この場合において、旧農林漁業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」

度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは、平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年四月三十日」と、同法第二十条を平成二十年十一月三十日」とあるのは、「平成二十一年十一月三十日」とする。

6 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧農林漁業金融公庫法第二十三条の規定による損益計算上利益金が生じたときの国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第一項中「毎事業年度」とあるのは、「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは、「平成二十年十一月三十日」とする。この場合において、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは、「平成二十一年度」とする。

7 第一項の規定により農林漁業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(中小企業金融公庫の解散等)

第十七条 中小企業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。

2 公庫の成立の際現に中小企業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、中小企業金融公庫の解散の日前日に終わるものとする。

5 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十九号)以下「旧中小企業金融公庫法」という)第二十条の規定による部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定に

適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは、「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。この場合において、同法第二十条を平成二十年十一月三十日」とあるのは、「平成二十一年十一月三十日」とする。

6 中小企業金融公庫法の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧中小企業金融公庫法第二十四条、附則第十三項及び第十四項並びに株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)以下「改正前中堅事業者信用保険特例法」という)第十条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧国际協力銀行法(以下「旧国际協力银行法」という)第四十四条及び旧駐留軍再編特別措置法第十九条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧国际協力银行法(以下「旧国际協力银行法」という)第四十四条及び旧駐留軍再編特別措置法第十九条第四項中「毎事業年度」とあるのは、「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十日」とあるのは、「平成二十一年十一月三十日」とする。

7 第一項の規定により国际協力银行が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国际協力銀行の解散等)

第十八条 国际協力銀行は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。

2 公庫の成立の際現に国际協力銀行が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国际協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国际協力銀行の解散の日前日に終わるものとする。

5 国际協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十九号)以下「旧中小企業金融公庫法」という)第二十条の規定による部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定に

適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは、「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」とする。この場合において、同法第二十条を平成二十年十一月三十日」とする。

6 第一項の規定により国际協力银行が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国际協力銀行の解散等)

第十九条 公庫が国民生活金融公庫等から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、公庫の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に係る必要な事項は、政令で定める。

(国际協力銀行の解散等)

第七条 第一項の規定により中小企業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(国际協力銀行の解散等)

第二十条 公庫が国民生活金融公庫等から資産及び負債を承継した場合には、その承継の際、次各号に掲げる資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

1 国民生活金融公庫から公庫が承継した資産及び負債、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定

四 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第二号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十一条第四号に掲げる業務に係る勘定

五 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第四号に掲げる業務、旧中小企業金融公庫法附則第七項に規定する機械保険経過業務及び改正前中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等の業務に係る資産及び負債、信用保険等業務に係る勘定

六 国际協力銀行から公庫が承継した資産及び負債(次号に掲げるものを除く) 第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定

七 国际協力銀行から公庫が承継した資産及び負債のうち駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第五十条の規定による改正後の駐留軍等の再編規定期に規定する駐留軍再編促進金融勘定

八 前項に規定する場合において、公庫が承継した資産及び負債のうち主務大臣が財務大臣と協議して定める資産及び負債については、同項の規定にかかわらず、第四十一条第七号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

第二十一条 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額(同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする)は、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。

2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額とし、公庫の設立時の利益準備金とする。

3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金

の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

(根抵当権に関する経過措置)

第二十二条 国民生活金融公庫等がその解散の時に有する根抵当権（元本の確定前のものに限る。）は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債権を担保する。

- 2 前項の根抵当権に関し、当該根抵当権の設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、国民生活金融公庫等の解散の時に確定したものとみなす。
- 4 第二項の規定による請求は、当該解散の日から二週間を経過したときは、することができない。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第二十三条 附則第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の一例による。

- 1 旧国民生活金融公庫法第二十二条の三第一項の国民生活債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の四又は外資受入法第二条の規定による保証契約
- 2 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の二第一項の農林漁業金融公庫債券 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の三の規定による保証契約
- 3 旧中小企業金融公庫法第二十五条の二第一項の中小企業債券 旧中小企業金融公庫法第二十五条の三又は外資受入法第二条の規定による保証契約

第二十四条 削除

利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

第二十五条 (名称の使用制限に関する経過措置)

この法律の施行の際現にその名称中に日本政策金融公庫という文字を用いている者については、第五条第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第二十六条 (国内金融業務の方法に関する経過措置)

（国内金融業務の方法に関する経過措置）

設立委員は、第十二条の規定の例により、国内金融業務の方を定め、主務大臣の認可を受けることができる。

第二十七条 (危機対応円滑化業務実施方針に関する経過措置)

設立委員は、第十五条の規定の例により、危機対応円滑化業務実施方針を定め、主務大臣の承認を受けるとともに、これを公表しなければならない。

第二十八条 (協定に関する経過措置)

設立委員は、第二十一条の規定の例により、主務大臣の認可を受けて、協定を締結することができる。

第二十九条 (事業年度に関する経過措置)

公庫の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

（準備行為）

国民生活金融公庫等は、国民生活金融公庫法第一条、農林漁業金融公庫法第一条、中型企业金融公庫法第一条及び国際協力銀行法第一条の規定にかかるわらず、公庫がその成立の時において業務を円滑に開始するために必要な第四十一条第七号に掲げる業務に係る準備行為を行うことができる。この場合

において、次の各号に掲げる者が行う準備行為についての監督その他の規定の適用については、当該各号に定める業務とみなす。

第三十条 (準備行為)

（準備行為）

公庫は、当分の間、第十一条第一項

第三十一条 (準備行為)

（準備行為）

第三十二条 (準備行為)

（準備行為）

第三十三条 (準備行為)

（準備行為）

第三十四条 (準備行為)

（準備行為）

第三十五条 (準備行為)

別表第五の貸付金の種類の欄に掲げた資金についての第十二条第四項の規定の適用については、当分の間、同表の利率の欄中「年六分五厘」とあるのは、「年六分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年三分五厘」とあるのは、「年三分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年五分」とあるのは、「年五分以内で主務大臣の定める利率」と、「年五分以内で主務大臣の定める利率」と、「年四分五厘」と、「年四分五厘」とあるのは、「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とする。

第三十六条 (準備行為)

公庫は、第十二条及び附則第三十二条に規定する業務のほか、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第二条の規定による改正前の中小企業

第三十七条 (準備行為)

（準備行為）

第三十八条 (準備行為)

（準備行為）

第三十九条 (準備行為)

（準備行為）

第四十条 (準備行為)

（準備行為）

第四十一条 (準備行為)

（準備行為）

第四十二条 (準備行為)

（準備行為）

第四十三条 (準備行為)

（準備行為）

第四十四条 (準備行為)

（準備行為）

第四十五条 (準備行為)

（準備行為）

第四十六条 (準備行為)

（準備行為）

第四十七条 (準備行為)

（準備行為）

2 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は三十年以内、据置期間は二十年以内で公庫が定める。

第三十五条 (準備行為)

別表第五の貸付金の種類の欄に掲げた資金についての第十二条第四項の規定の適用については、当分の間、同表の利率の欄中「年六分五厘」とあるのは、「年六分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年三分五厘」とあるのは、「年三分五厘以内で主務大臣の定める利率」と、「年五分」とあるのは、「年五分以内で主務大臣の定める利率」と、「年五分」とあるのは、「年四分五厘」とあるのは、「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とする。

第三十六条 (準備行為)

公庫は、第十二条及び附則第三十二条に規定する業務のほか、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第二条の規定による改正前の廃止法第一号（改正前の廃止法）といふ。附則第八条第十六号（第十二条第十一条に規定する業務を行つた保険関係に係る改正前の廃止法第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号）第十一条に規定する業務を行つた。

第三十七条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項中「掲げる業務並びに附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第三十八条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第三十九条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十一条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十二条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十三条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十四条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十五条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十六条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十七条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十八条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第四十九条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第五十条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

第五十一条 (準備行為)

前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第十一项第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」とあるのは「掲げる業務」である。

三条第三号中「第十一條」とあるのは、「第十一
条及び附則第三十六条第一項」とする。
第三十七條 公庫は、第十一條附則第三十二条
及び前条に規定する業務のほか、次に掲げる業
務（第十一條附則第三十二条又は前条の業務
に該当するものを除く。）を行ふことができる。
一 附則第四十二条の規定の施行前に国民生活
金融公庫等（国際協力銀行を除く。）が行つ
た資金の貸付けその他の業務に係る債権の回
収が終了するまでの間、当該債権の管理及び
回収を行うこと。
二 削除

三 当分の間、国民生活金融公庫等（国際協力
銀行を除く。）が附則第四十二条の規定の施
行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその
他の業務を行うこと。

四 前三号の業務の利用者に対して、その業務
に関する情報の提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
前項の規定により公庫が同項に規定する業務
を行ふ場合には、第三十一条第二項第一号イ、
第四十一条第一号及び第六十四条第一項第二号
中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務
並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業
務（国民生活金融公庫が行つたものに限る。）、
同項第三号に掲げる業務（国民生活金融公庫が
受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれ
らに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」
と、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第一
二号及び第六十四条第一項第四号中「附帯する
業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第
三十七条第一項第一号に掲げる業務（農林漁業
金融公庫が行つたものに限る。）、同項第三号に
掲げる業務（農林漁業金融公庫が受けた申込み
に係るものに限る。）並びにこれらに係る同項
第四号及び第五号に掲げる業務」と、第三十一
条第二項第一号ハ、第四十一条第三号及び第六
十四条第一項第五号中「附帯する業務」とある
のは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一
項第一号に掲げる業務（中小企業金融公庫が行
つたものに限る。）、同項第三号に掲げる業務
（中小企業金融公庫が受けた申込みに係るもの
に限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び
第五号に掲げる業務」と、第六十三条第一項中
「又は第五十三条」とあるのは、「第五十三条
又は附則第三十七条第一項」と、同項第二項中
「第十一條第 項に規定する業務及び第五十三
条及び附則第三十六条第一項」とする。

第三十八条 削除
(業務の委託の特例)
第三十九条 公庫は、第十四條の規定による場合
のほか、第十一條第一項第一号の規定による別
表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業
務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百
二号）の施行の際に存する同法附則第五条第
一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて
同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法
(昭和二十二年法律第百四十四号)第六十三条
の一（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の
二号）の施行の際に存する同法附則第五条第
一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて
同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法
(昭和二十二年法律第百四十四号)第六十三条
の二（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の
三号）の規定による廃止前に旧国民生活金
融公庫法（第十三条を除く。）、旧農林漁業金融
公庫法（第十条を除く。）、旧中小企業金融公庫
法（第十一条を除く。）又は旧国際協力銀行法
(第十二条を除く。)の規定により独立行政法人郵便貯金・
簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成
十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の
規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを
受ける者から的小口の教育資金（同表第二号の
下欄に掲げる小口の教育資金をいう。）の貸付
けの申込み及びその者に対する当該小口の
教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する
業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
管理機構に委託することができる。

第四十二条 次に掲げる法律は、廃止する。
(国民生活金融公庫法等の廃止)
一 国民生活金融公庫法
二 農林漁業金融公庫法
三 中小企業金融公庫法
四 國際協力銀行法

第四十三条 前条の規定の施行前に旧国民生活金
融公庫法（第十三条を除く。）、旧農林漁業金融
公庫法（第十条を除く。）、旧中小企業金融公庫
法（第十一条を除く。）又は旧国際協力銀行法
(第十二条を除く。)の規定により独立行政法人郵便貯金・
簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法（平成
十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の
規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを
受ける者から的小口の教育資金（同表第二号の
下欄に掲げる小口の教育資金をいう。）の貸付
けの申込み及びその者に対する当該小口の
教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する
業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険
管理機構に委託することができる。

第四十四条 附則第四十二条の規定の施行前にし
た行為及びこの法律の規定によりなお従前の例
によることとされる事項に係る同条の規定の施
行後にした行為に対する罰則の適用について
(罰則の適用に関する経過措置)

3 前項に規定するもののほか、前項各号に掲
げる法律の廃止に伴い必要な経過措置は、政令
で定める。

第四十五条 株式会社商工組合中央金庫は、附則
(株式会社商工組合中央金庫に対する指定金融
機関のみなし指定等)

第四十六条 株式会社日本政策投資銀行は、附則
(株式会社商工組合中央金庫に対する指定金融
機関のみなし指定等)

第四十七条 第一条第五号に定める日において株式会社商工組合
中央金庫が第二十一条の規定により締結した協
定どみなす。

4 第二項の規定により転換前の法人が第二十一
条の規定の例により締結した協定は、附則第一
条第五号に定める日において株式会社商工組合
中央金庫が同項の規定により認可を受けたものとみ
なす。

3 前項の規定により転換前の法人が第二十一
条において、転換前の法人が同項の規定の例に
読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例
により、その認可を受けることができる。この場
合において、転換前の法人が同項の規定の例に
より、その認可を受けたときは、附則第一条第
五号に定める日において株式会社商工組合中央
金庫が同項の規定により認可を受けたものとみ
なす。

2 国際協力銀行の役員若しくは職員又はこれら
の職にあつた者に係る旧国際協力銀行法第十九
条の規定によるその職務に関して知り得た秘密
した処分、手続その他の行為とみなす。

1 第二項に規定するもののほか、前項各号に掲
げる法律の廃止に伴い必要な経過措置は、政令
で定める。

3 前項に規定するもののほか、前項各号に掲
げる法律の廃止に伴い必要な経過措置は、政令
で定める。

第四十八条 第二項において準用する第五十九条第一項の規
定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を
し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した場合には、その違反行為をし
た公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与
が法人であるときは、その職務を行うべき社
員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金
に処する。

第四十九条 公庫は、独立行政法人農林漁業信用基盤の強化等の促進のための資
金から林業経営基盤の強化等の促進のための資
金の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の
規定による主務大臣の命令に違反した場合に
は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
(独立行政法人農林漁業信用基盤からの寄託金
の受入れ)

第五十条 公庫は、独立行政法人農林漁業信用基盤の融通等に関する暫定措置法第六条第二項の規定による主務大臣の認可を受けなければならない。
(政令への委任)

第五十一条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、公庫の設立及び国民生活金融公庫等
の解散に關し必要な事項は、政令で定める。
(国民生活金融公庫法等の廃止)

第五十二条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、公庫の設立及び国民生活金融公庫等
の解散に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

第五十三条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、公庫の設立及び国民生活金融公庫等
の解散に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

第五十四条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、公庫の設立及び国民生活金融公庫等
の解散に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

第五十五条 第一条第五号に定める日において第十一條第二
項の規定による指定を受けたものとみなす。こ
の場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第一条第五号に定める日において第十一條第二
項の規定による指定を受けたものとみなす。こ
の場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第一条第五号に定める日において第十一條第二
項の規定による指定を受けたものとみなす。こ
の場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第一条第五号に定める日において第十一條第二
項の規定による指定を受けたものとみなす。こ
の場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第一条第五号に定める日において第十一條第二
項の規定による指定を受けたものとみなす。こ
の場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第一条第五号に定める日において第十一條第二
項の規定による指定を受けたものとみなす。こ
の場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第一条第五号に定める日において第十一條第二
項の規定による指定を受けたものとみなす。こ
の場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行
役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員
又は監査役は、三十万円以下の罰金に処する。

規定による指定を受けたものとみなされたときは、その」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 株式会社日本政策投資銀行法附則第五条に規定する設立委員（以下「銀行設立委員」といいう。）は、株式会社日本政策投資銀行が附則第一条第五号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結その他の準備行為をすることができる。

3 前項の規定により銀行設立委員がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により、その認可をることができる。この場合において、銀行設立委員が同項の規定の例により、その認可を受けたときは、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が第二十一条の規定により締結した協定とみなす。

（株式会社国際協力銀行法の制定に伴う経過措置）

第四十六条の二 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）附則第十二条第一項の規定により株式会社国際協力銀行が公庫の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されている全ての同法附則第四十六条の規定による改正前の第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債に係る債務については、公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずる。前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘査しつつ、公庫が一般的な金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十二条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務そ

の他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘査しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）
附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用）
第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）
附 則（平成一九年五月三〇日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成一九年六月一一日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二〇〇一年六月一一日法律第六八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二一年六月二十四日法律第五八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成一八年一二月二〇日法律第一一五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定並びに附則第十七条から第二十八条まで、第二十九条第三項、第三十五条、第四十六条、

第四十七条、第五十一条から第五十三条まで及び第六十三条の二の規定 施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（附 則（平成一九年五月二十五日法律第五八号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二四年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二五年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二六年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二七年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二八年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二九年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十二年十月一日から施行する。

（施行期日）
四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定並びに附則第十七条から第二十八条まで、第二十九条第三項、第三十五条、第四十六条、

る改正規定、同法第七十九条の十三の改正規定並びに同法第二章中第十三条の次に一項を加える改正規定、第二条中無尽業法目次の改正規定（第十三条）を「第十三条ノ一二」の改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法の改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二条の二を同法第十二条の三とし、同法第十二条の十二の次に一条を加える改正規定及び同法附則に一条を加える改正規定及び同法附則に一条を加える改正規定に限る。）の規定 駐留軍等の再編の円滑な実施又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の施行日のいずれか遅い日から施行する。

（附 則（平成一九年五月三〇日法律第六七号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（附 則（平成一九年六月一一日法律第六八号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（附 則（平成二〇〇一年六月一一日法律第六九号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二一年六月二十四日法律第五八号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二二年六月一一日法律第六七号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二三年六月一一日法律第六八号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二四年六月一一日法律第六九号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二五年六月一一日法律第六八号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二六年六月一一日法律第六九号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二七年六月一一日法律第六八号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二八年六月一一日法律第六九号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則（平成二九年六月一一日法律第六八号）抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

関との契約締結義務等」を加える部分に限る)、同条第二項の改正規定及び同法第九十四条の二の改正規定、第十条中銀行法第十二条を同法第十二条の四とし、同法第十三条の二の次に「一条を加える改正規定、同法第十三条の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定(第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十七条の六(書面による解除)」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)」に改める部分にする)及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一条中貸金業法第十二条の二の条の七に「一项を加える改正規定、同法第十二条中保険業法目次の改正規定(「第二百五条」を「第二百五条の三」に改める部分に限る)、同法第九十九条第八項の改正規定及び同法第十二条中第三章中第一百五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百五十九条の次に二条を加える改正規定(「第二百五十九条」を「第二百五十九条の三」に改める部分に限る)、同法第一百五十九条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、同法第二百四十九条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定(「第二百七十二条の三」に改める部分に限る)、同法第五十九条の七の改正規定(「第二百五十九条の七」を「第三十七条の五から第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る)及び同法第五十五条の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定(「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る)及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)を超す。

<p>第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p>	<p>第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際しては、当該規定による。この法律の施行前に改定前に対し罰則の適用する場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年四月九日法律第二十三条号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条中農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)</p> <p>二 第二条中農業経営基盤強化促進法附則第八項及び第九項の改正規定並びに同法附則に三項を加える改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定(公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任))</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条中農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)</p>
<p>第十四条 附則第二条から第四条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二三年五月二日法律第三十九号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三十一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二二日法律第七十六条号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p>	<p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二二日法律第七十六条号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p>	<p>第一百一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p>
<p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。</p> <p>附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三十一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p>	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十一条 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七十条) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七十一条) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五十七条) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五十八条) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百条 この法律の施行前に改定前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改定後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改定後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百零一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百零二条 この法律の施行前に改定前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改定後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改定後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）。以下「平成二十四年一元化法」という。附則第二十三条第三項、第三十六条第五項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七〇項の改正規定並びに附則第九十七条の規定公布の日（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年三月三一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法の規定により株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付け契約に係る貸付金であつて旧過疎自立促進法第

二十六条に規定する資金に係るものについては、なお從前の例による。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

九号

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第六十八条の規定） 公布の日

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第六十八条の規定） 公布の日

第三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第六十八条の規定） 公布の日

別表第一（第十一條関係）	
一	独立して事業を遂行するた る意思を有し、かつ、 に必要な小口の事業 適切な事業計画を持つ 者で、当該事業の継続 が可能であると見込 れるもの
二	当該事業を遂行するた る意思を有し、かつ、 に必要な小口の事業 適切な事業計画を持つ 資金（第三号から第七 号までに掲げる資金を 含む。）は、政令で定める。
三	当該事業を當むため に必要な施設若しくは設備 の設置若しくは整備 の設置又は整備に要する もの
四	（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。	
一	当該事業を當むため に必要な施設若しくは設備 の設置若しくは整備 の設置又は整備に要する もの
二	当該研究を行うため に必要な施設又は設備の 設置又は整備に要する もの
三	当該事業を當むため に必要な施設若しくは設備 の設置若しくは整備 の設置又は整備に要する もの
四	（政令への委任）

くは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、研究開発若しくは新技術の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者

年を超えるものに限る。)

三 特定中小企業貸付債権に係る貸付けを行つた 中小企業特定金融機関等からの当該特定中小企

九	三の八人
等に対する当該譲受けのため必要な資金及び特定売掛金債権等について信託会社等が中小企業者からの信託の引受けを行う場合における当該信託会社等に対する当該信託の引受けのために必要な資金の貸付けを行うこと。	について特定目的会社等が中小企業者等が中小企業者からの信託の引受けを行なう場合における当該信託会社等に対する当該信託の引受けのために必要な資金の貸付けを行うこと。
前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの	前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの
1 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。	1 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。
2 特定目的会社等の優先株式（その発行の時において議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剩余额の配当及び残余財産の分配について優先的の内容を有するものをいう。）及び優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の取得並びに一般社団法人に対する基金の拠出を行うこと。	2 特定目的会社等の優先株式（その発行の時において議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剩余额の配当及び残余財産の分配について優先的の内容を有するものをいう。）及び優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の取得並びに一般社団法人に対する基金の拠出を行うこと。
3 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。	3 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。
4 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者（別表第一第一号の中欄に掲げる者以外の者にあっては、中小企業者又は中規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。	4 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者（別表第一第一号の中欄に掲げる者以外の者にあっては、中小企業者又は中規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。

2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 1に掲げる資金以外のも	2 のであって主務大臣の指定するもの	は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画に従つて図られるものである場合における当該資金
に下第別表第八号第一分の下欄の年十二年	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の五分
に下第別表第八号第一分の下欄の年十二年	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の五分
三年	三年	三十	三十	三十
1 2 に掲げる資金以外のもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの
三年	三年	三十	三十	三十
1 2 に掲げる資金以外のもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するため必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣の指定するもの
三年	三年	三十	三十	三十
3 別表第一第八号の下欄の年二十	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の年二十
3 別表第一第八号の下欄の年二十	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の年二十
三年	三年	二十	二十	二十
4 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十年法律第四十三号)第九条各号に規定する資金について別表第一第八号の下欄の年二十の下欄の年二十	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の年二十
4 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十年法律第四十三号)第九条各号に規定する資金について別表第一第八号の下欄の年二十の下欄の年二十	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の年二十
五年	五年	二十	二十	二十
5 森林の保育その他の育林に係るもの	2 森林の保育その他の育林に係るもの	2 森林の保育その他の育林に係るもの	2 森林の保育その他の育林に係るもの	2 森林の保育その他の育林に係るもの
五年	五年	二十	二十	二十
6 別表第一第八号の下欄の年二十	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の年二十
6 別表第一第八号の下欄の年二十	五年	は、つ該おいに當にな額の主なる事業に要する事務金額が年二十	当該資金	別表第一第八号の年二十
五年	五年	二十	二十	二十
7 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十七条又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二十一條に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金
7 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十七条又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二十一條に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のヨ、ネ若しくはナに掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金	2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行わるべきものである場合における当該資金
五年	五年	二十	二十	二十
8 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの	2 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に係るもの	2 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの	2 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの	2 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの
八年	五年	五年	五年	五年
9 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの	3 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの	3 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの	3 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの	3 漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に係るもの
八年	三年	三年	三年	三年
10 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの	1 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの	1 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの	1 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの	1 漁船の改造、建造又は取扱いに係るもの
八年	五年	五年	五年	五年